

宇治市第3次 人権教育・啓発推進計画

2026（令和8）年度 ▶▶▶ 2035（令和17）年度



2026(令和8)年3月
宇治市

ごあいさつ



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」——1948(昭和23)年に採択された世界人権宣言のこの言葉は、今日においてもなお、私たちが目指すべき社会の根本です。

近年では、国際連合の「持続可能な開発目標(SDGs)」において「誰一人取り残さない」という理念が掲げられ、多様性を認め合い、互いに支え合う社会の実現が世界共通の目標となっています。

本市ではこれまで、2016(平成28)年3月策定の「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、さまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進してまいりました。

しかしながら、私たちを取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、国際化や少子高齢化の進展に加え、インターネットやSNSの普及に伴う人権侵害の深刻化等、人権課題は多様化・複雑化しています。また、依然として、部落差別(同和問題)をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する偏見や差別といった課題も存在しており、2024(令和6)年度に実施した市民意識調査においても、人権意識の向上に向けて引き続き取組が必要であることを示しています。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組の成果を継承・発展させるとともに、総合的かつ計画的に人権施策をさらに推進するため、この度「宇治市第3次人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進し、市民一人ひとりが、日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちづくりを目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力いただいた市民の皆様、貴重なご意見をいただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

2026(令和8)年3月

宇治市長 松村 淳子

目 次

第1章 はじめに	1
1. 国際的な人権尊重の流れ	1
2. 国内の動向	2
(1)国の動き	2
(2)京都府の動き	3
3. 宇治市の取組	3
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. 計画の目標及び位置付け等	6
(1)計画の目標	6
(2)計画の位置付け	6
(3)計画期間	6
(4)人権教育・啓発の定義	7
3. 人権教育・啓発の視点	7
(1)一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発	7
(2)共生社会の実現に向けた人権教育・啓発	7
(3)生涯学習としての人権教育・啓発	8
(4)自分のこととして考える人権教育・啓発	8
第3章 人権問題の現状等と取組の方向	9
1. 人権課題に対する取組	10
(1)部落差別(同和問題)	10
(2)女性	14
(3)子ども	21
(4)高齢者	26
(5)障害のある人	30
(6)外国人	35
(7)感染症・ハンセン病患者等	40
(8)犯罪被害者及びその家族	44
(9)性的マイノリティの人々	45

(10)刑を終えて出所した人及びその家族	49
(11)さまざまな人権問題	50
2. 課題横断的な人権課題に対する取組	54
(1)インターネット上の人権侵害	54
(2)個人情報の保護	57
(3)人権尊重の就労環境	58
(4)自殺対策の推進	59
(5)災害時の配慮	60
第4章 人権教育・啓発の推進	61
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	62
(1)就学前の教育・保育施設	66
(2)学校	67
(3)地域社会	68
(4)家庭	68
(5)企業・職場	68
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	69
(1)市職員	69
(2)消防職員	70
(3)教職員・社会教育関係職員	70
(4)医療関係者	70
(5)保健福祉関係者	70
(6)メディア関係者	70
(7)企業・事業所関係者	71
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	71
(1)指導者等の養成	71
(2)人権教育・啓発資料等の整備	71
(3)インターネット等の活用	71

第5章 計画の推進	72
1. 計画の推進体制	72
(1) 推進体制	72
(2) 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働	72
(3) 外部有識者会議の設置	72
2. 計画に基づく施策の点検・評価	72
資料編	
1. 国際的な人権尊重の流れ	73
2. 世界人権宣言	74
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	79
4. 宇治市人権教育・啓発推進本部設置要項	81
5. 用語索引	83

第1章 はじめに

1. 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年12月に、全ての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言*」を採択し、1966（昭和41）年12月には法的拘束力を持つ「国際人権規約*」を採択しました。世界人権宣言第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。

1993（平成5）年6月には国連主催の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」では、全ての国家が、全ての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があることが改めて確認されました。

また、国連は、1965（昭和40）年12月に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、1979（昭和54）年12月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、1989（平成元）年11月に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、2006（平成18）年12月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」等、人権保障のための条約を採択し社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めてきました。

さらに、第49回国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」と決議し、あらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むように要請しました。その後、2004（平成16）年12月に「人権教育のための世界計画*」の実施が決定されました。同計画は、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、子どもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（2025<令和7>年～2029<令和11>年）が展開されています。

2015（平成27）年9月には、国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、全世界が2030（令和12）年までに達成すべき行動目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）*」が掲げられました。このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、今後一層、人権尊重に対する意識の高まりが予想され、それに伴う行動を取ることが求められます。

今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、児童労働、人身売買等の人権侵害、難民問題等、解決しなければならない人権問題が数多く存在しています。また、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりや、人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されています。

世界各地の問題に関して日本も無縁ではなく、日本国内の問題が直接的及び間接的に国外の問題と関連していることもあり、人権問題は多様化・複雑化しています。

*世界人権宣言

1948（昭和23）年12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

*国際人権規約

次の3つの総称。①社会権規約（A規約）：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）、②自由権規約（B規約）：市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、③ICCPRの選択議定書。日本は①と②を1979（昭和54）年6月に批准。

*人権教育のための世界計画

国連が推進する人権教育の枠組みであり、教育を通じて人権の理解と尊重を促進することを目的としている。2005（平成17）年に始まり、5年ごとに特定のテーマや課題が設定されている。第5段階（2025～2029年）では、特にデジタル技術、環境・気候変動、ジェンダー平等に焦点を当て、子どもと若者を対象とした人権教育の推進が求められている。

*持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月の国連第70回総会で採択された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17の目標から構成され、人権、経済・社会、地域環境等さまざまな分野にまたがった課題が分類されている。

2. 国内の動向

1 国の動き

国連において、人権関連諸条約が採択され、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、「人権教育のための国連10年」が国連で決議されたことを受け、1997（平成9）年7月に国内行動計画を策定しました。2000（平成12）年12月には、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が施行されました。同法に基づき、2002（平成14）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画*」（第一次計画）が策定され、「広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するためにはねばり強い取組が不可欠である」との観点から、中・長期的な展望で施策が推進されてきました。

その後も、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策法」等が整備されるとともに、2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる「人権三法」が施行される等、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

しかし、社会を取り巻く情勢が大きく変化したこともあり、人権状況は大きく様変わりしています。国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、各人権課題における問題状況が複雑化する等変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在しています。

また、5年ごとに「人権教育のための世界計画」が策定・展開されているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まる等、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じています。

こうした変化や動向を踏まえ、2025（令和7）年6月に「インターネット上の人権侵害」を課題横断的な人権課題として位置付けるとともに、「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を新規に追加する等した「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が閣議決定されました。

*人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において2002（平成14）年に第一次計画が策定、2011（平成23）年に一部変更。社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、2025（令和7）年6月に第二次計画が策定された。

2 京都府の動き

京都府においては1999（平成11）年3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定され、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開されてきました。また、2005（平成17）年1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013（平成25）年11月には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び（公財）世界人権問題研究センター*の4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表される等、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。2016（平成28）年1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込み等、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした事態に対応するため、2021（令和3）年3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」が策定されました。

2024（令和6）年には、これまでの人権教育・啓発の取組に関する効果等の状況を把握するため、京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査が実施されました。

2025（令和7）年3月には、人権尊重の理念を明文化した「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が制定されています。

*（公財）世界人権問題研究センター

人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、国の内外にわたる人権問題に係る学術、研究の振興に寄与すること等を目的として活動する公益財団法人。京都市に所在する。

3. 宇治市の取組

本市においては、市の最上位計画である「宇治市総合計画」において、市民一人ひとりが日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを目指して、「人権問題への理解促進」や「人権教育・啓発の推進」、「男女共同参画のまちづくり」を掲げ（第6次総合計画）、今日まで平和教育、人権教育・啓発の推進等に取り組んでいるところです。

本市の人権行政は、同和問題の解決に向けて1971（昭和46）年に同和対策室を設置してから本格化しました。

同和問題の解決については、市政の重要施策として位置付け、1972（昭和47）年7月に「宇治市同和行政推進本部」を設置して、特別措置法に基づく同和対策事業や関連事業を総合的、計画的に実施し、2002（平成14）年3月の特別措置法の失効後においても、教育、就労等同和問題の残された課題の解決に向け必要な施策に取り組んできました。そして、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権問題についても、それぞれの個別計画において人権の視点に立った施策を推進してきました。

2001（平成13）年3月には、あらゆる差別や偏見をなくし、市民が相互に個人の尊厳を尊重し合う明るい社会を実現するためには、市民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考え方のもと、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年宇治市行動計画（以下「宇治市行動計画」という。）」を策定し、関係機関等と連携を図りながら取組を推進してきました。

宇治市行動計画の計画期間が満了した2005（平成17）年以降においても、同計画の基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006（平成18）年8月に「宇治市人権教育・啓発推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、人権尊重理念の普及やさまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進してきました。

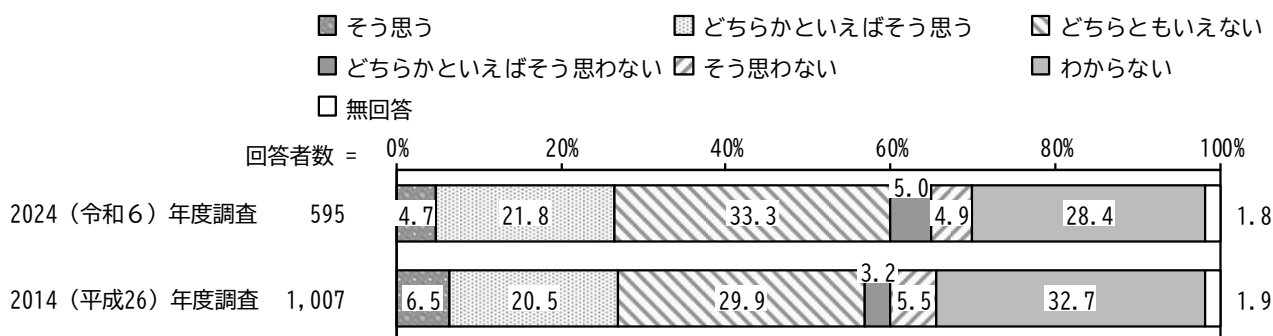
その後、人権問題の多様化・複雑化を踏まえ、第1次計画を継承・発展させ、引き続き総合的・計画的に進めることができるよう、2016（平成28）年に「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定しました。

また、第2次計画策定後に「人権三法」が相次いで施行され、いずれも、市民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしています。

以降、今日まで、「人権三法」の趣旨も踏まえ、「市民一人ひとりが、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的な文化が根づいた平和で明るい社会を宇治市において構築すること」を目標にした取組を推進するとともに、人権擁護委員*との連携や教育・啓発事業等を通じて、さまざまな人権問題に対する市民意識の高揚に努めています。

2024（令和6）年度に本市が実施した、『「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）』においては、「宇治市民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっているか」との設問への回答についてみると、“そう思う”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）の割合が26.5%、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合）の割合が9.9%となっていますが、前回実施した調査結果からは大きな変化はなく、今後もさらに人権問題への取組が必要であることがうかがえます。

【図表1 宇治市民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっているか】



資料：「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査（2024（令和6）年度実施）

- ・以降の図表2から図表49における「2024（令和6）年度調査」「2014（平成26）年度調査」の出典は、図表1と同じく「宇治市人権教育・啓発推進計画」に関する市民意識調査である。なお、「2024（令和6）年度調査」は2025年（令和7年）1月に実施、「2014（平成26）年度調査」は2015年（平成27年）2月に実施している。
- ・特に記載のない図表は「2024（令和6）年度調査」である。
- ・図表1の分析の際、回答肢「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて”そう思う”、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせて”そう思わない”と表記している。以降の図表の分析においても、「尊重されている」「ある程度尊重されている」を合わせて”尊重されている”と表記するなど、同方向の回答肢については” ”で表記している。なお、単独の回答肢についての分析では「」で表記している。

*人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。